

## 平成 28 年 4 月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 平成 28 年 4 月 22 日（金） 午後 4 時 00 分から  
午後 5 時 30 分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3 階 特別会議室
- ・出席者 委員長 内 本 和 彦  
同職務代理者 麻 野 多美子  
委 員 菊 井 孝 三  
委 員 金 銅 真 代  
教 育 長 高 崎 政 勝
- ・説明者 教育次長 村 田 明 彦  
学校教育室長 清 水 淳 宅  
生涯学習室長 石 井 康 晴  
学校教育課長 東 浩 朗  
社会教育課長 佐々木 祐 之  
スポーツ振興課長 木 村 晃 祥
- ・事務局 教育総務課長 森 井 克 則  
教育総務課参事 榊 井 恵 美
- ・議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 教育長月次報告
  - 日程第 3 議案第 2 号  
羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について 《資料 1》
  - 日程第 4 議案第 3 号  
羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例施行規  
則の一部改正について 《資料 2》
  - 日程第 5 議案第 4 号  
羽曳野市学校災害補償規則の制定について 《資料 3》

日程第6 議案第5号  
羽曳野市教育振興基金管理規則の一部改正について 《資料4》

日程第7 議案第6号  
羽曳野市立小中学校・幼稚園の耐震化の状況について 《資料5》

日程第8 報告第3号  
後援名義の使用許可について 《資料6》

日程第9 その他  
・日程調整 他

・議事内容 下記のとおり

開会：午後4時00分

[ 委員長 開会の挨拶 ]

日程第1 会議録署名委員の指名について

委員長において、金銅委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

高崎教育長から別紙「教育長月次報告」に基づき報告

日程第3 議案第2号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について 《資料1》

社会教育課長から資料に基づき、放課後児童支援員の資格要件に、学校教育法の改正に伴い、義務教育学校の教諭資格も追加されたことにより、市条例も改正する予定であることの説明があり、次回市議会への上程について承認を求めました。

《各委員質問等なし》

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第3号

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例施行規則の一部  
改正について 《資料2》

スポーツ振興課長から今回の改正は、グラウンド・ゴルフ場に現金収納のためのレジスターを導入したことに伴うもので、使用申請書等の各様式の領収印欄を削除、合計金額欄に改めたこと。また、同申請書中、本来貸出備品ではないが記載されていた放送器具やテント等を削除したことの説明があり、改正について承認を求めました。

《委員長》 器具の貸し出しはしないということですね。

《課長》 当初から、貸出備品ではありませんでしたので記載を削除します。

《委員長》 利用料収入はどれくらいあるのですか。

《課長》 平成27年度は、1,400万円を超えています。

《委員長》 稼働率はいいのですか。

《課長》 休日では、マイクロバスで来場される方もいます。

《委員長》 職員の勤務状況は。

《課長》 再任用職員、臨時職員あわせて6名が勤務しています。あと、新規職員も研修として配属となっています。

《委員長》 あらかじめ使用予約が入って、許可を出すということですか。

《教育長》 あらかじめ予約するのではなく、使用日当日に申し込んで、すぐに使用許可を出すのですね。

《課長》 そうです。事前予約可能なのは各種大会だけです。普段の使用は、だれでも気軽に申し込んで使用していただくために、予約制ではありません。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第4号

羽曳野市学校災害補償規則の制定について 《資料3》

学校教育室長から、以前から市としても、全国市長会学校災害賠償補償保険への加入はしていたが、補償についての規則制定がなされていなかったもので、今回改めて制定を行うものであること。また、その内容は、全国市長会が示す規則例にのっとったもので、当市の加入類型、口数にあわせた補償内容を盛り込んだ規則案であること等の説明があり、制定について承認を求めました。

《委員長》 学校保険といわれるものですか。

《室長》 日本スポーツ振興センターの保険とは別のものです。この保険は、日本スポーツ振興センターの保険の上乗せ補償がなされるイメージとなります。

未加入の市もあります。

《委員長》金額的には、見舞金程度ですね。

《室長》 そうです。また、ここに記載はないですが、賠償責任については、1人最大1億円、1事故あたり、最大10億円までカバーされる保険に、市として併せて加入しております。この規則は、あくまで自己の責任においてけがをされた場合に補償適用されることとなります。また、この規則は、市規則扱いとなるため、本日の承認後、市長決裁をへて公布施行という手続きをとります。

《委員長》事務担当課は。

《室長》 学校については、教育委員会。保育園、幼稚園についてはこども課となります。保育園への適用もあるため、市規則扱いとしています。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

#### 日程第6 議案第5号

羽曳野市教育振興基金管理規則の一部改正について 《資料4》

学校教育室長から、今回の改正は、羽曳野市教育振興基金条例との整合性をはかるため、今まで基金の利息分しか事業費にあてることができなかったものを、元本も事業費にあてることを可能としたこと。また、平成28年第1回定例市議会において廃止が決まった「赤ちゃんに本を贈ろう基金」、「中学校スポーツ振興基金」の趣旨目的を引き継ぐために、対象事業を追加した改正であること等の説明があり、併せて、市予算に関わる基金であるので、市規則扱いとなるため、本日の承認後、市長決裁をへて公布施行という手続きをとることの説明があり、改正についての承認を求めました。

《委員長》現在、基金利子はほとんどない状態ですね。

《室長》 運用収益については、平成7年の設立当時は、まだ多くありましたが、ほとんどない状況となったため、平成22年に、「教育振興基金」、「ファイン推進基金」等について、それまでその基金の運用収益しか事業費にあてられなかったものを、基金そのものを事業費にあてることができるように条例改正がなされました。

《委員長》「乳幼児への本の読み聞かせの充実に関する事業」の担当課はどこですか。

《室長》 図書館課です。

《委員長》子育てサロンの事業とは別ですね。

《教育長》違います。該当事業は、図書館での本の読み聞かせ、乳幼児検診時の本の紹介等、図書館課が行っている事業です。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第6号

羽曳野市立小中学校・幼稚園の耐震化の状況について《資料5》

教育総務課長より、資料に基づき、平成27年度末をもって、市内小中学校の耐震化率が100パーセントになったことの説明があり、市ホームページ等で同資料を公開することについて承認を求めました。

《委員長》あとは幼稚園だけですね。

《教育長》幼稚園については、白鳥、古市南、恵我之荘の耐震化が必要です。少子化のため、定数も減少しています。今後の在り方も含めて、いろいろな面で検討が必要です。また、非構造部材の耐震化率は出ないのですか。

《室長》耐震化率は出ません。非構造部材については、どこまで行うかの問題があります。現在、市としては、体育館の天井、窓ガラス、電球のLED化も含めての耐震化を順次進めていますし、壁面部分につりさげられている校歌の歌詞板、バスケットゴール等の補強も行っていくことになります。

【採 決】本件は、全委員一致により、公開について承認されました。

日程第8 報告第3号

後援名義の使用許可について 《資料6》

教育総務課長より資料に基づき、教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について、説明と報告がありました。

【採 決】本件は、全委員一致により、原案どおりに承認することに決定しました。

日程第9 その他

- (1) 清水室長より行事日程連絡  
・春運動会の出席者の決定等

委員長より5月定例委員会議を5月23日(月)に予定することを通知しました。

【委員長 閉会の挨拶】

閉会：午後5時30分